

○国土交通省令第八十三号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条第一項、第四十一条、第四十五条及び第四十七条並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（平成三十年政令第三百八号）第一条第二号から第五号までの規定に基づき、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成三十年十一月九日

国土交通大臣 石井 啓一

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則

（土地所有者確知必要情報を保有すると思料される者）

第一条 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号の国土交通省令で定める者は、次に掲げるもの（国の行政機関の長又は地方公共団体の長（以下「国の行政機関の長等」という。）が所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第三十八条の規定による命令又は相続財産の管理人の選任の請求をしようとする場合にあつては、第五号から第八号までに掲げるものを除く。）とする。ただし、第二号、第三号、第十号イ並びに第十一号イ及びロに掲げる者については、令第一条第一号から第四号までに掲げる措置により判明したものに限る。

- 一 当該土地を現に占有する者
- 二 当該土地に関し所有権以外の権利を有する者
- 三 当該土地にある物件に関し所有権その他の権利を有する者
- 四 令第一条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地の所有者の全部又は一部を確知することができなかつた場合においては、当該措置の対象者
- 五 当該土地の固定資産課税台帳を備えると思料される市町村の長（当該土地が特別区の区域内にある場合にあつては、都の知事）
- 六 当該土地の地籍調査票を備えると思料される都道府県の知事又は市町村の長
- 七 当該土地が農地である場合においては、その農地台帳を備えると思料される農業委員会が置かれている市町村の長
- 八 当該土地が森林の土地である場合においては、その林地台帳を備えると思料される市町村の長
- 九 当該土地が所有者の探索について特別の事情を有するものとして国土交通大臣が定める土地である場合においては、国土交通大臣が定める者
- 十 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者
 - イ 親族
 - ロ 当該土地の所有者と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料さ

れる場合であつて、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長
十一 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者

イ 当該法人の代表者

ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財
人

ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票
を備えると思料される市町村の長

(土地の所有者と思料される者が記録されている書類)

第二条 令第一条第三号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 住民基本台帳

ロ 戸籍簿又は除籍簿

ハ 戸籍の附票

二 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿(当該法人
が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
である場合にあつては、地方自治法施行規則(昭和二十二年内務省令第二十九号)第二十一条第

二項に規定する台帳)

2 令第一条第四号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 当該土地の所有者と思料される者が個人である場合においては、前項第一号イからハまでに掲げる書類

二 当該土地の所有者と思料される者が法人である場合においては、当該法人の登記簿

(土地の所有者を特定するための措置)

第三条 令第一条第五号の国土交通省令で定める措置は、次に掲げるもののいずれかとする。

一 当該土地の所有者と思料される者(未成年者である場合にあつては、その法定代理人を含む)。

次号において同じ。)に対する書面の送付

二 当該土地の所有者と思料される者への訪問

(土地所有者等関連情報)

第四条 法第三十九条第一項の国土交通省令で定める情報は、本籍、出生の年月日、死亡の年月日及び連絡先とする。

(都道府県知事等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続)

第五条 法第三十九条第二項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者(以下この条において「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した情報提供請求書を土地所有

者等（法第三十九条第一項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）を知る必要がある土地（以下「対象土地」という。）の所在地を管轄する都道府県知事又は市町村長に提出しなければならない。

- 一 請求者の氏名又は名称及び住所
 - 二 対象土地の所在及び地番
 - 三 事業の種類及び内容
 - 四 土地所有者等関連情報の提供を求める理由
 - 五 前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項
- 2 前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類（請求者が国の行政機関の長等である場合にあつては、第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げるものを除く。）又は次条第一項に規定する書面を添付しなければならない。
- 一 請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
 - 二 対象土地の登記事項証明書
 - 三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書

四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類

五 土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

六 請求者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次条第三項第六号において「暴力団員等」という。）に該当しないことを誓約する書類

（土地所有者等を知る必要性を証する書面の交付）

第六条 地域福利増進事業等（法第三十九条第一項に規定する地域福利増進事業等をいう。以下この項において同じ。）の実施の準備のため当該地域福利増進事業等を実施しようとする区域内の土地の土地所有者等を知る必要があるとして土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする者（国の行政機関の長等を除く。以下この条において「請求者」という。）は、その必要性を証する書面の交付を対象土地の所在地を管轄する市町村長に求めることができる。

2 前項の規定による書面の交付の求めをしようとする請求者は、次に掲げる事項を記載した交付請求書を対象土地の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び住所

二 対象土地の所在及び地番

- 三 事業の種類及び内容
 - 四 土地所有者等関連情報の提供を求める理由
 - 五 土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所
 - 六 前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項
- 3 前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書）
 - 二 対象土地の登記事項証明書
 - 三 事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があつたことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書
 - 四 前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類
 - 五 土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類
 - 六 請求者（法人である場合にあつては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

（土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第七条 法第三十九条第五項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする国の行

政機関の長等は、次に掲げる事項を記載した情報提供請求書を対象土地に工作物を設置している者その他の者に提出しなければならない。

一 当該求めをする国又は地方公共団体の機関の名称

二 対象土地の所在及び地番

三 事業の種類及び内容

四 土地所有者等関連情報の提供を求める理由

五 前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

2 前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 対象土地の登記事項証明書

二 土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

(職員の派遣の要請手続)

第八条 法第四十一条の規定による職員の派遣の要請をしようとする地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 事業の種類及び内容

二 派遣を要請する理由

三 前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(権限の委任)

第九条 法第四十一条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

(国土交通省組織規則の一部改正)

第二条 国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官) 第十六条 (略)</p> <p>2 土地収用管理室は、土地の使用及び収用に関する事務(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の規定による大深度地下及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)の規定による所有者不明土地に関するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>3 3 6 (略)</p>
改正前	<p>(土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官) 第十六条 (略)</p> <p>2 土地収用管理室は、土地の使用及び収用に関する事務(大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)の規定による大深度地下に関するものを除く。)をつかさどる。</p> <p>3 3 6 (略)</p>

(地方整備局組織規則の一部改正)

第三条 地方整備局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条及び次条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(用地部の所掌事務)</p> <p>第十二条 用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>十一〇 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十二年法律第四十九号)第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。</p> <p>十一〇十三 (略)</p> <p>(用地企画課の所掌事務)</p> <p>第一百三十二条 用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七〇 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。</p> <p>八〇十一 (略)</p>
改正前	<p>(用地部の所掌事務)</p> <p>第十二条 用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一〇十二 (略)</p> <p>(用地企画課の所掌事務)</p> <p>第一百三十二条 用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七〇十一 (略)</p>

(北海道開発局組織規則の一部改正)

第四条 北海道開発局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(開発監理部の所掌事務)</p> <p>第一条の二 開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八 (略)</p> <p>二十九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。</p> <p>三十〜四十一 (略)</p> <p>(用地課の所掌事務)</p> <p>第十四条 用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>十一 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。</p> <p>十二〜十四 (略)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(開発監理部の所掌事務)</p> <p>第一条の二 開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二十九〜四十 (略)</p> <p>(用地課の所掌事務)</p> <p>第十四条 用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十一〜十三 (略)</p>